

山梨が目指す森づくりの方向

県民の皆さんにご協力をお願いする森林環境税により、3つの基本施策を推進していきます。なお、森林環境保全基金運営委員会を設置して、事業効果の検証などを行っていきます。

1 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

- 荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に再生
- 住民などとの協働による里山林の整備
- 県有林などの公益的機能を一層増進するための広葉樹の森づくり

森林環境税を活用して森づくりを行う場合、森林所有者の権限は一定期間制限されます

→ 間伐の場合 → 20年間の皆伐の禁止 など
→ 植栽の場合 → 30年間の皆伐の禁止 など



適切に管理されている人工林



県産材を利用した机・椅子

2 木材・木質バイオマスの利用促進

- 学校施設などにおける県産材の利用の支援
- 林内に残されている未利用材のバイオマス資源などとしての活用促進

3 社会全体で支える仕組み

- 森づくり活動や地球温暖化対策等の情報提供、普及啓発、環境教育などの推進
- 地域住民やボランティア・NPOなどが自ら企画、実施する活動の支援
- 県民が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みづくり



森林ボランティアによる森林整備

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ(超過課税)して納めていただきます。

	個人	法人																		
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に住所がある方 ● 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 <p>前年の合計所得金額が一定額以下などにより県民税均等割が非課税の方※には課税されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人など 																		
税額	<p>年額500円 (平成24年度から課税)</p> <p>県民税 1,000円 市町村民税 3,000円</p> <p>→</p> <p>県民税 1,000円 市町村民税 3,000円</p>	<p>均等割額の5% (平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>均等割額</th> <th>年額(5%分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下など</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	均等割額	年額(5%分)	50億円超	800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	1千万円以下など	20,000円	1,000円
資本金等の額	均等割額	年額(5%分)																		
50億円超	800,000円	40,000円																		
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円																		
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円																		
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円																		
1千万円以下など	20,000円	1,000円																		
納税方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与から特別徴収されている方は、その中に含まれます。 ● それ以外の方は、市町村から送付される住民税の納税通知書で納めていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。 																		

※次の方には課税されません。 ●生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ●前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦または寡夫の方 ●前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

【問い合わせ先】
●税の使い道について 森林環境総務課 TEL 055-223-1634 FAX 055-223-1636
●税の仕組みについて 税務課 TEL 055-223-1387 FAX 055-223-1390



4月スタート

森林環境税により山梨の森林を健全な姿で未来に引き継いでいきます!

本県の貴重な財産である森林。土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止などの公益的機能を持つこの森林を、将来を見据え適切に整備・保全していくこと。それは、県民の皆さんが安全で安心に暮らしていく上で、極めて重要です。

県では、将来にわたって森林の持つ公益的機能が十分に発揮されるよう森林環境税を導入し、健全な森づくりを進めていきます。

森林の状況

【平成23年度末見込み】

本県の森林面積	34万8千ha
民有林	18万5千ha
人工林	6万8千ha
天然林	8万2千ha
県有林	15万8千ha
国有林	5千ha
森林もしくは原野化した耕作放棄地	2千ha

荒廃が進んでいる森林 1万9千ha
適切に管理されている森林(既存施策による支援)
整備が必要な里山林 1万3千ha
適切に維持されている森林
上記以外の民有林 3万5千ha(横浜市、東京都などが管理)
広葉樹を植栽して公益的機能を高める森林(公益林への移行) 2万4千ha

● 公益的機能を高めるために整備が必要な森林

山梨県の森林面積は34万8千haで、その半分以上を民有林が占めています。近年、国産材価格の低迷、山村地域の過疎化・高齢化などにより、民有林の多くは手入れが行き届かずに荒廃が進み、このままでは、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れがあります。所有者のみで森林を維持管理していくことが困難な状況の中、社会全体で健全な森づくりを推進する必要があります。

山梨県の森林の状況